

## 林産物調達方針 遵守ガイドンス 2022年7月、第3版

### 1. はじめに

3Mでは以前から、[行動規範](#)と[環境に関する方針](#)で表明しているように、天然資源を保護し、持続的な環境保全を支援する責任を自覚しています。社内でのサステナビリティに関する全体的取り組みの一環として、認証の取得だけにとどまらない責任ある森林管理に長年力を注いできました。林産物については、3Mの理念を共有し、3Mと同じように森林地域の保全に力を注いでいると3Mが確信しているサプライヤーから製品を調達するよう努めています。本方針は、このような取り組みを直接サプライヤーだけでなく直接サプライヤーのサプライチェーンに属するほかのすべての企業と共同で促進することを目的に策定されました。こうしたサプライチェーンの末端には、森林やプランテーションから原料を伐採する企業も含まれます。

多くの場合、3Mのサプライチェーンは製材所や森林から数階層の隔たりがあります。そのため、3Mが末端の製材所や森林管理者まで行き着くには、直接（ティア1）サプライヤーの助力と、それらのサプライヤーが自社のサプライヤーと共同で行う取り組みを頼りにする必要があります。私たちが3Mのサプライヤーとそのサプライチェーンに期待するのは、持続可能な森林管理を総合的かつ世界的に推進するために、必要なツールやシステムを合理的な範囲でタイムリーに構築し、製材所から伐採現場までが一体となってこの取り組みを進展させることです。

### 2. 調達方針に関する取り組みと期待

#### 本方針に関する表明セクション1

このセクションでは、パルプ、紙、紙包装、無垢材、セルロース繊維（ビスコース、ロジン、樹脂の製造に使用されるもの）など、3Mに供給される林産物に関する最低限の期待事項を示します。このような材料は、原産国から合法的に伐採、調達、輸送、輸出されたものでなければなりません。さらに、合法的な伐採を確認できるよう伐採現場まで追跡可能であることに加えて、高い保護価値（HCV）を脅かす形で材料が伐採されていないこと、材料の伐採が森林破壊に寄与していないこと、先住民族の権利や労働者の権利と安全を尊重する形で材料が入手されていることを確認する必要があります。以下は、本方針のこのセクションにおける各期待事項の詳細なガイドンスです。

**原産国から合法的に伐採、調達、輸送、輸出される。** 3Mはサプライヤーに対し、自社の事業に適用される法律や規制を理解し遵守すること、および3Mに供給する資材は合法的に入手して輸送された繊維に由来するものであると実証できることを期待します。こうした期待事項には、自社の事業に影響する伐採関連法の改正を追跡し、新規または改正された法的要件を満たすために必要に応じて自社の行動を修正するというサプライヤーの責任も含まれます。

サプライチェーンを伐採現場まで追跡できる。合法性を実証し、責任ある調達活動を徹底するため、3Mはサプライヤーに対し、サプライチェーンにおけるバージン木質繊維（チップ等）の源泉を伐採地まで追跡可能とし、この追跡情報を3Mに開示することを求めます。

泥炭地の生態系、原生森林景観（IFL）、老齢樹の森など（ただしこれらに限定されない）の高い保護価値（HCV）を維持・強化する形で伐採する。3Mは、HCV特定のための共通ガイダンスに記載されているHCVの定義に注目しています。このガイダンスは、[High Conservation Value Resource Network](#)から入手できます。

HCVの枠組みは、長い年月をかけて発展・拡大した結果、森林に限定されない持続可能性の概念全体を包含する形に進化し、多種多様な利害関係者に支持されています。この共通の枠組みは、3Mのサプライヤーが、3Mが保全・保護したい価値を理解し、その期待に応えるうえで役立ちます。こうした価値には、次のようなものがあります。

- 泥炭地の重要な生態系、IFL、老齢樹の森。IFLと老齢樹の森、およびすべての原生林は、気候変動からの回復、自然のつながり、生物多様性の保護にとって重要です。本方針に老齢樹の森を特に明記したのは、重要な原生林地域でありながら、IFLの基準となる最低500平方キロメートルという面積に満たない原生林が存在する可能性があるためです。
- 文化的価値や現地住民・先住民族の生活にとって重要な地域を保全する措置。

サプライヤーは、自社がHCVの維持や強化に取り組んでいること、および多様なツールを利用してHCVの維持・強化を行う力があることを実証するよう求められます。実際面では、この要件は、HCVを特定して地図を作り、こうした価値が危険にさらされないように、[高い保護価値の管理と監視に関する共通ガイダンス](#)に沿って森林を管理することを意味します。共通ガイダンスで挙げられているHCVを維持・強化するための実践例としては、科学的信憑性のある管理および監視計画を策定し実施する、監視結果に基づいて管理方法を徐々に適応させる、科学的情報が不完全または不確実な場合には予防的アプローチをとる、などがあります。

森林破壊をなくす。つまり、2015年3月5日以降に天然林がほかの土地用途やプランテーションに転用された地域からは調達しない。該当する場合はHCSAを使用する。この取り組みは「反森林破壊」と呼ばれることがあり、天然林やその他の森林生態系（森林地帯など）をほかの用途に転用することを問題視しています。3Mは、熱帯生態系やその他の該当する地域に存在する高炭素蓄積（HCS）林が保護されることを望んでおり、[高炭素蓄積アプローチ](#)の方法論に従います。だからといって、3Mのサプライヤーが林業以外の用途から転用された既存または新規プランテーションを利用できないわけではありません。

先住民族や農村社会の、権限証書や因習に基づく土地の所有や支配に関する権利を尊重する形で入手される。これらの権利には、住民の土地の開発案に対して「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意」（FPIC）を与える権利、またはFPICを差し控える権利が含まれる。このセクションは、企業が先住民や地域社会と公正かつオープンな対話に取り組むこと、また、先住民族が権限証書や因習に基づき保有する土地の新規開発案に対してFPICを与えるまたは差し控えるという住民の権利を企業が尊重することを期待しています。

サプライヤーは、先住民族の権利に関する国際連合宣言、食糧農業機関（FAO）の所有権および食料安全保障に関する任意ガイドライン、世界人権宣言、国連のビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）、およびHCSA社会的要求事項および実施ガイダンスに従う必要があります。サプライヤー向けの便利で実用的なツールには、次のようなものがあります。

(1) [先住民族の権利に関する国際連合宣言についてのビジネスリファレンスガイド](#)には、このような概念を理解して実践するための情報が記載されています。(2) [Interlaken Groupのインタラクティブガイダンスツール](#)と[権利および資源イニシアチブ](#)（RRI）も、土地の所有権や資源の権利に関するガイダンスとして役立ちます。

先住民や地域共同体が慣習的に所有している土地に対する彼らの権利が法的に認められていない地域が世界には多数あります。また、慣習的な土地に対する権利を尊重する法令を設けている国の多くでも、そのような法令が適切に適用されているとはいえません。その中で、森林利権、植林、工業型農業などを展開する土地を得るために、地域住民や先住民をその日々の生計の糧としている土地から追い出す「土地争奪」が問題となることもあります。このような争奪が、長期的な社会的葛藤や社会不安につながることも考えられます。3Mは、そのサプライヤー（さらにそのサプライヤーのサプライヤー）に対し、先住民と地域共同体の土地で検討している経営活動によって彼らの法的権利と法的権利が脅かされる場合は、彼らのFPICに対する権利を支持することを求めています。彼らの同意が自由に得られない場合、各社は、関係者全員が受け入れられる手順を経て対立を解決する道を探る必要があります。

**強制労働や児童労働の禁止、雇用差別の禁止、結社の自由など、労働者の権利と安全性を尊重する形で入手されている（「3Mサプライヤー責任規範」と整合）。**これは、3Mが加盟している国連グローバルコンパクト（UN Global Compact）が掲げる4件の労働原則に則っています。企業活動には、次の4件の労働原則（グローバルコンパクト10原則の第3～第6）の支持が求められます。1) 結社の自由および団体交渉に対する権利の実質的な容認。2) あらゆる形態の強制労働と拘束労働の排除。3) 児童労働の実質的な全廃。4) 雇用と就業に関連する差別の排除。これらの原則は、3M[サプライヤー責任規範](#)（SRC）にも取り入れられています。すべての労働者の権利を支持するための3Mの取り組みは、ビジネスと人権に関する国連の行動計画（United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights）に沿った行動も各サプライヤーに求めています。

3Mは、森の持続的な存続が危ぶまれるリスクが低いと考えられる地域で、当社のサプライチェーンがこのような当社の約束を広く理解し、果たすことを求めます。それでもなお、3Mは、次のように、このような地域でサプライヤーの限定的な優先順位評価を実施しています。リスクが高い地域では、選定したサプライヤーや伐採元と直接協力し、このような当社基準を満足できる能力の育成と構築を進めます。

## 本方針に関する表明セクションII

ここでは、すべての林産品について法に合った責任のある調達をサプライヤーが実践するうえで、3Mがサプライヤーに求める行動について説明します。

環境上および社会的なガバナンス

3MのSRCに沿った方針とプログラムの実施。このような方針とプログラムは、世界のあらゆる地域で3Mに提供されるあらゆる原材料とサービスを対象として、新規採用サプライヤーと既存のサプライヤーに適用される労働、安全衛生、環境、倫理、管理のシステムで基本的な要求事項となります。当社が各サプライヤーに求めている行動は、このSRCに沿った方針とプログラムをサプライヤー自身が確立して実施したうえで、同じ行動をサプライヤー自身のサプライヤーにも求めることです。これにより、サプライチェーンにまで及ぶ高い持続性の基準の浸透を推進します。

サプライチェーン全体のトレーサビリティと情報に基づく、適法な伐採に関する法令への対応

当社では、サプライヤーを選定する際に、ミル（粉碎工場：多くの場合製紙会社が保有）が果たす重要な役割を考慮します。その観点から、サプライヤーの林産品サプライチェーンに存在するパルプや紙製品などのミルに関する情報を特定および維持して、当社の要請に応じて提供することをサプライヤーに求めます。このような情報として、3Mに供給される製品ごと数量、ミルの識別情報と認定状況、森林レベルの認定などの伐採元の詳細、伐採品の属と種、伐採国、適法伐採に関する法令で求められると考えられる各種情報（適法性の証拠など）があります。

このような必須情報を保持していないサプライヤーには、直ちにその該当サプライヤーと協議して3Mに必須情報を提供することが求められます。

### 本方針に関する表明セクションIII

精査管理システム

適法伐採に関する各国法令（米国レイシー法、EU木材規則、オーストラリア違法伐採禁止法など）では、木質繊維被覆製品の適法性を確認するために森林源に関する精査が求められます。このことから、当社では、各サプライヤーにこのような精査を実施するための方針と管理システムの策定と実施を求め、さらに各サプライヤーがそのサプライヤーに同様の活動を求めることを求めます。当社は、各サプライヤーの精査管理システムが、本方針のセクションIとセクションIIの基準に対応すること、バージン繊維のサプライチェーンの中で森林源にまで遡るトレーサビリティ（紙やパルプなどの関連ミルの特定など）を確立するシステムを扱うことを求めます。

トレーニングおよびコミュニケーション

当社は、これらの方針要件の実施を開始した各サプライヤーに、要件に対する準拠を確保するためのトレーニングを関連要員に実施することを求めます。また、適法伐採、トレーサビリティとデータ共有など、本方針で表明している責任ある調達の種類側面を、各サプライヤーがそのサプライヤーに周知してトレーニングすることを求めます。トレーニングと教育の機会は、たとえば3M、業界団体、他の顧客やサプライヤー、政府やNGOなどから得ることができます。

苦情処理

また、当社は各サプライヤーに、透明性と責任がある効果的な苦情処理機能を整備し、苦情と対立を受け止め、報復が発生しないような解決を目指すことを求めます。森林破壊や社会的葛藤に関連してサプライチェーンで発生する可能性がある不適合について、従業員

が懸念を報告する手段、また利害関係者が会社に警告する手段として、苦情処理機能が重要であることが考えられます。

#### 本方針に関する表明セクションIV

ここでは、3Mが支持する持続可能な実践を取り上げます。3Mは、このような実践に関連してサプライヤーが提供した情報を検討し、優先的な選択の要因として使用します。誠実性、品質、サービス、競争力のある価格などの要因も、本方針の対象となっている製品の購入判断に関連することを認識しているからです。各サプライヤーは、このような分野での各自の実績または各自のサプライヤーの想定実績に基づく実績を3Mに提供します。これにより、3Mは、他のサプライヤーとの比較でこれらの実績を評価し、優先するサプライヤーについて情報に基づく判断を下すことができます。

#### 責任ある森林管理

3Mがそのサプライヤーに責任ある森林管理の実践を求め、同時にHCV（高い保護価値）の保護と強化を目指すことは、二酸化炭素吸収や生物多様性などの重要な森林属性の喪失や森林劣化を、3Mの林産物のサプライチェーンが助長しないようにするうえで有用です。将来世代のために現在の森林の健全性と生産性を維持するうえで、優れた管理、包括的な森林計画、水資源と土壌資源の保護が重要な役割を果たすことを当社は認識しています。木材ベースのロジンとレジンを提供するサプライヤーに本方針が適用されることから、責任ある森林管理には重要な役割を果たす一面があることもあり得ます。その例として、ロジン材料の原料となる切株があります。

適切な森林管理の一要素である「科学的に信頼できるエコシステムに基づく管理」は、生態学的持続可能性と人間社会の条件の両方を認識した森林管理に向けた取り組みです。この取り組みと、生態系と人間社会への利点を模索する持続可能な森林管理への取り組みが推奨されています。

#### 管理実践の評価

「購入する繊維材料が方針の要求事項の一部またはすべてに適合することを確認するために、森林源レベルまたはミルレベルで管理の実践を評価する」ことには、そのための検証手順を積極的に実施して、結果を当社に通知することを当社の各サプライヤーに促す目的があります。伐採元森林で持続可能な実践であることを客観的に検証することは、本方針のセクションIの要求事項への適合を3Mとそのサプライヤーが証明するうえで有用です。ミルの評価は森林レベルの評価とは異なります。とはいえ、サプライチェーンではミルに要衝としての重要な役割があります。特に、木質繊維のほとんどが小自作農から供給されている場合にその傾向が強くなります。この役割では、伐採元が適法であって議論の余地がないことを示すうえでミルが独自の立場にあります。伐採元の森林で良好な管理を実践していることを積極的に検証しているミルは望ましい存在と考えられます。

#### 小自作農のサポート

「小自作農」とは、小規模で多くは家族所有の森林源を指しています。このような伐採元は、森林認定を取得していないことが普通です。そのような認定の取得は費用が必要で複雑であることが原因ですが、このような伐採元でも持続可能な方法で管理できます。3Mは、小規模林業業者をサポートするサプライヤーと優先的に協力する用意があります。こ

の活動では、このような業者をサプライチェーンに取り入れ、3Mの森林伐採関連要件への適合や生計の改善を支援します。

#### 知識の構築

「適切な調達と持続可能な林業の実践を推進するために、関連のサプライヤーと請負業者に知識構築の機会を提供する」という観点から、適切な調達と持続可能な林業の実践（伐採の実践など）に関するトレーニングを伴う事例が、サプライチェーンで占める立場に応じて用意されています。

#### ミルによる影響の最小限化

「人の健康と環境にミルが及ぼす影響を最小限にする」という観点から、当社の林産物のサプライチェーンに存在するミルなどの製造施設が、空気、水、環境への排出物を管理し、低減するためのベストプラクティスと最良の手段を実施することが重要です。ビスコースとそれに関連するセルロース系繊維の製造工程は、特に作業者と環境に有害な化学薬品を使用していることから、この材料の適切な調達を目指す3Mの中心的課題になります。

#### 協力体制

持続可能な林業と林産物の適切な調達の進歩を図るには、新しい科学と経験の継続的な学習と実施が必要です。その観点から、当社では、林業実践の改善と持続可能な林業の知識に重点を置いた会合やマルチステークホルダーグループへのサプライヤーの参加を、持続可能な管理の実践と捉えています。このような活動は、ミルと伐採元へのトレーサビリティをはじめとする適切な調達実践の向上を実現するうえでも重要になると考えられます。

#### ランドスケーププログラム

最後に、原材料のサプライチェーンに伴う問題が認定や企業方針だけで解決されることはなく、ランドスケープレベルでの取り組みがこれまで以上に重要であることが強く認識されるようになってきました。ランドスケーププログラムとは、優先度地理学でマルチステークホルダーによる保全と土地利用の計画に重点を置いたイニシアチブということが出来ます。このようなプログラムでは、保全、回復、森林再生、保全計画活動と森林管理活動への地域社会の関与、小自作農の能力向上などを扱います。3Mは、「フォレストポジティブ」な取り組みに沿ったこのようなランドスケープレベルのプログラムに積極的に参加しているサプライヤーと優先的に取引する用意があります。

#### 本方針に関する表明セクションV

ここでは、3Mが購入する原材料や製品を、持続可能な林業を推進できるように変更する方向でサプライヤーと協力する取り組みについて説明します。どのような場合でも、3Mは、製品の性能が損なわれないことを前提として、最大限持続可能な属性の実現を追求します。ここでは、決まり切ったイニシアチブやすべてのイニシアチブを挙げるのではなく、3Mがサプライヤーと取り組むことができるプロジェクトの種類を例示します。この分野（または他のあらゆる分野）で持続可能性を推進できると考えられるあらゆる発想を3Mに提案することを各サプライヤーに奨励します。

**バージン繊維とリサイクル繊維混用の最適化：**リサイクル繊維を使用しても技術仕様への影響がなく、環境面と社会面での大きな責任を果たすことができるのであれば、3Mはその

のような繊維の使用を追求することをサプライヤーに求めます。3Mの製品には特殊な性能特性を備えた紙を使用したものが多く、リサイクル繊維がそのような要件を満足しないことも考えられます。それでも3Mは、納品する材料の技術仕様を堅持することを前提にリサイクル繊維を研究し、バージン繊維とリサイクル繊維の最適な混用を実現することをサプライヤーに奨励します。また、リサイクル繊維の環境影響と社会的影響を考慮することも奨励します。

**紙ベースの3M製品とその包装によるリサイクル可能性の実現：**3M製品のリサイクル可能性は、当社の持続可能性実績で重要な要素であり、常に改善に向けて当社が努力を続けている課題です。顧客がこれまで以上に当社製品を容易にリサイクルできるようにする代替材料や包装を特定し、当社に提案することをサプライヤーに奨励します。

**木質繊維を効率的に使用した紙製品と紙ベース包装の開発：**これは、木質繊維を樹脂などの他の材料に置き換えることではありません。総合的な省資源や省材料を実現する製品を設計することです。

**農業廃棄物などの非木質系植物繊維を、紙やパルプの製造向けにバージン木質繊維の代替材料とするための開発：**イノベーションで知られ、イノベーションを拠り所とする当社は、原材料の代替材料がいつでも開発段階にあることを認識しています。また、どのような材料の代替材料であっても、これまでの材料と比較した利点とコストを把握するために総合的な評価を必要とすることも認識しています。3Mは、適切に管理されている森林から得られた従来の繊維との比較から、代替材料が持つ持続可能性の属性と影響を考慮していきます。適切に管理されている森林に伴う重要な利点があることを当社は認識しています。たとえば、野生生物の生息地、生物多様性、分水界地域の再生と保護です。

## その他の要素

### 方針の実施セクション

ここでは、本方針で規定している責務を基準として、当社と当社のサプライヤーの実績を監視および測定するために、当社が段階を踏んだ手法で実施している活動について説明します。このような活動として、紙材料入手の適法性および製品に使用する繊維供給元の適切な管理を証明する精査プログラムの実施、当社の方針にある要求に適合するために既存のサプライヤーと新規サプライヤー候補が有している能力の評価、方針に関連するサプライヤーとの契約や他の責務の確認などがあります。当社は、地理的要素、サプライヤーの種類と当社が購入する材料、3Mからの問い合わせに対する応答、詳しい問い合わせと評価に向けたサプライヤーの優先順位付けに要する支出などのリスク基準を使用します。法的適合性と方針との適合性を検証する現場でのサプライヤー評価の段階まで、このリスク基準を使用します。現場での評価が必要な場合、当社は、3Mまたは3Mの代理で評価を実施するあらゆる組織を受け入れること、またサプライヤーの上流サプライヤーを評価するための手配を支援することをサプライヤーに求めます。

3Mの各サプライヤーが当社方針の要求事項を理解し、それに確実に適合することが当社最大の関心事です。当社ではさまざまな機能を使用してサプライヤーにこのような要求事項を周知しています。当社のウェブサイトに掲載することもあれば、当社の調達部門がサプライヤーに

直接伝えることもあります。キャパシティビルディングのニーズと機会に関するサプライヤーからの提案をいつでもお待ちしております。

3Mは、透明性と応答性に優れた効果的な苦情処理システムを通じ、各種の申し立て、対立、苦情のモニタリングと解決に努めています。3Mの第三者倫理報告システムは、[EthicsPoint](#)によって運営されています。これは、3Mのあらゆる事業運営や他の事案に関する懸念を報告するための独立性のあるシステムです。3Mの林産物のサプライチェーンに関するあらゆる懸念も対象となります。このシステムを通じ、適法伐採や持続可能な林業に関して提出された報告は、3Mの担当者が確認し、しかるべく対応します。

3Mは、是正措置計画（CAP）プロセスも使用して、サプライヤーの実績に必要な改善に対処します。CAPプロセスの下で、不適合の是正と再発防止を図る期限付き計画の策定が該当のサプライヤーに求められます。3Mは、実績基準の充足に取り組むサプライヤーと建設的に協力することを目指しています。残念ながらその進捗が不十分な場合は、代替となる供給元の確保をサプライヤーに指示することや、サプライヤーとの契約を打ち切る可能性に至ることでCAPプロセスが終了します。

3Mによる単独の行動でも業界に一つの大きな影響を及ぼすことが出来ます。セクションVで示したように、3Mはサプライヤーとの協力を追求しています。また、他の企業や組織との協力または提携によって当社の行動による集合的な影響を増進することも求めています。このような活動は、マルチステークホルダーのランドスケーププログラムに重点を置くことがあり、特に森林伐採のモニタリングと検証の活動が重要になります。

### 方針の見直し、透明性、報告セクション

3Mは、持続可能な林業と紙ベース製品の適切な調達では、新たな科学と情報の継続的な評価が重要であることを認識しています。また、本方針の実現に向けた当社の行動とその進捗を公に報告することの重要性も認識しています。当社では、林産物調達の実績と本方針の下での進捗に関し、ステークホルダーからの情報をいつでもお待ちしております。当社は、少なくとも3年ごとに本方針を見直して更新すること、期限付きの目的と目標を設定して本方針の約束に対する実績を測定すること、[持続可能性に関する3Mのウェブサイト](#)で当社とそのサプライヤーの実績を公に報告することを約束しています。

## 3. 認定の役割

3Mの林産物調達方針では林産物認定を明示的には取り上げていませんが、当社の精査プロセスではこの認定が重要な役割を果たします。当社のサプライヤーの多くが、Forest Stewardship Council（FSC：森林管理協議会）やPEFC森林認証プログラム（Programme for the Endorsement of Forest Certification）などの各種制度を通じた林産物認定の取得と維持に努めていることがわかっています。

当社は認定に向けたサプライヤーの活動をサポートし、サプライヤーの運用とそのサプライチェーンの管理に使用する主要ツールの一つとして認定があることを認識しています。森林レベルで認定済みの伐採元から得られた繊維製品は、3Mの方針の一定側面に適合していることを保証する管理体制下にあるといえます。したがって、当社のサプライチェーンリスク分析で



は、認定済みの森林から得られた繊維製品で方針に対する不適合が発生するリスクは、未認定材料と比較して一般的には低いと見なしています。

一方で、3Mの方針主導型の取り組みでは、林産物認定でまだ十分に扱われていない問題にも継続的に重点を置くことができます。たとえば、地球の北方地域にある原生林景観の保護が挙げられます。

当社がサプライヤーからトレーサビリティ情報を収集するときは、サプライヤーが維持している認定のうち、3Mが購入する材料に適用される認定の開示も依頼します。このような認定として、森林レベルの認定（「森林管理」認定）や施設レベルの認定（「加工流通過程の管理」認定）があります。当社の精査プロセスの過程では、公開されているグローバルなデータベースを可能な範囲で使用して、認定の有効性と適用範囲を検証します。

グローバルなサプライチェーンで流通している繊維製品の大半は、認定済みの森林で得られたものではないことから、当社では方針に対する不適合のリスクを詳しく分析しています。その分析では、樹種、伐採元である国や地域（特に地域によってリスクが異なる国の場合に重要）、当社のTier 1サプライヤーの方針と管理システムなどを評価し、サプライチェーンに存在するリスクの低減を図ります。この分析を他の要因と結び付けます。このような要因として、さらに踏み込んだ方針適合契約の優先順位を判断するために要する経費などがあり、コンバーター、ミル、森林源のレベルで現場の評価を実施することもあります。

#### 4. 用語集

**セルロース系繊維**：セルロースを成分とする繊維。樹皮、木材、葉などの植物を原料として、パルプを溶解することによって製造します。一般的に、このような繊維は繊維産業、薬液用フィルター、繊維強化複合材などに使用されます。

**慣習的な土地と資源、慣習的な権利、慣習的な土地保有権**：長期間にわたって一貫して繰り返されてきた慣習的な行動の結果、そのような繰り返しと不断の黙認によって、地域単位または社会的単位の範囲で法的効力を獲得した権利。慣習的な土地保有権（慣習的な権利）は、土地をはじめとする天然資源の配分、使用、アクセス、移転を地域社会の中で管理する一連の規則と規範です。「慣習的保有」という用語は、土地などの天然資源に対する「伝統的」権利という概念、すなわち、「多くの場合植民地時代に導入された法定保有権とは対照的に、通常原住民共同体に付随し、彼らの慣習に従って管理される保有権」（国連食糧農業機関による2002年の『[Land tenure and rural development](#)』より）の援用です。

**森林伐採**：「森林伐採」とは、農地の拡大や植林などの土地利用を目的として森林を切り開く行為です。この言葉は「森林転換」と同格で使用されることがあります。

**森林劣化**：森林の生態系に発生した変化であって、木々の種組成、構造、再生可能性、機能に影響し、製品の提供、HCVなどの生物多様性の維持、生態系サービスの各能力の減退を引き起こす変化をいいます。

**森林源**：森林源とは、材料の発生源となった森林です。樹皮を切って得られる樹液から製造するロジンとレジンの場合を除き、ほとんどの場合、この言葉は「伐採元」と同格で使用されます。3Mはサプライヤーからさまざまな種類の情報を収集します。このような情報として、森

林源が存在する地域や具体的な場所、所有権の状況（私有地、社有地、国有地、小自作農地など）、森林認定の状況などがあります。

**林産物**：消費用途や商業用途で森林から得られるあらゆる材料。最も多く見られる例として製材（木材）と紙があります。本方針の対象範囲に該当する林産物として、パルプ、紙、無垢材と紙包装、セルロース系繊維（ビスコース、ロジン、レジンの製造に使用する材料）などがあります。

**自由意思による事前の十分な情報にもとづく合意（FPIC）**：「意思決定に参加する権利であって、その権利の保有者に影響する活動に対する合意を付与、変更、保留、撤回する権利。このような活動の実施に先立ち、その活動に対する合意を自由に提案し、得る必要がある。この合意は、目的の活動や意思決定によって発生するあらゆる問題に対する理解を基本とする。その意味から、十分な情報が提供されたうえでの自由な事前の合意と呼ばれる」（Colchester、Mac Kay共著、2004年『In Search of Middle Ground: Indigenous Peoples, Collective Representation and the Right to Free, Prior and Informed Consent』より。こちらで入手可能）。FPICとは、先住民の土地と資源から先住民の利益と相反する利益（木材やパルプ向け栽培地などの森林資源開発）を求める関係者と該当先住民との関係に適用する権利、原則、プロセスです。一定の状況で地域社会に適用することもできます（詳細については2018年発刊の『[FSC Discussion Paper about FPIC](#)』を参照してください）。

**高炭素蓄積（HCS）**：[HCSアプローチ](#)とは、「開発可能な低炭素と生物多様性の価値により、土地の劣化から保護する森林地域を特定する手法です。この手法は、地域住民の権利と生活を確実に守りながら、熱帯地方の森林伐採を停止する取り組みが広く受け入れられるようにするアプローチの実現を目的としています。このアプローチは、実践性、透明性、信頼性に優れた、科学的に信頼できるものであることが必要です。」

**高い保護価値（HCV）**：[High Conservation Value Resource Network](#)では、HCVを「生物学的、生態学的、社会的、または文化的に、国家レベル、地域レベル、世界レベルで著しく重要な価値または地方レベルできわめて重要な価値」と定義しています。HCVには6種類の区分として、1) 種の多様性、2) ランドスケープレベルの生態系、3) 生態系と生息地、4) 生態系サービス、5) 地域社会のニーズ、6) 文化的価値があります。

**原生林景観（IFL）**：IFLとは、「現在の森林の範囲で破壊されていない自然生態系が広がり、人間の目立った活動の形跡がなく、存続可能個体数の幅広い生物種が見られ、あらゆる自然の生物多様性を維持できるほどに十分広い一帯」を指します。ある地域をIFLと見なすには、その面積が500平方キロメートル（50,000ヘクタール）以上で、区分2のHCVに該当している必要があります。世界中のIFLをまとめた地図が作成されています。詳細についてはこちらをご覧ください。

**老齢樹**：老齢樹林とは、「ランドスケープの自然撓乱体制によって作られる構造上の複雑さと機能的価値を取り込むほどに十分発育した自然生態系」を指します（Price、Holt、Daust共著、2020年『BC's Old Growth Forest: A Last Stand for Biodiversity』より。こちらで入手可能）。種組成と環境条件に応じて森林の成長速度は異なるので、地球上の地域ごとに老齢樹林は異なる様相を見せることがあります。

**原生林**：国連の食糧農業機関（Food and Agriculture Organization: FAO、年次で世界森林資源評価を実施している組織）は、「天然樹種による自然の天然生林であり、人間による明らかな活動の形跡がなく、生態系プロセスに著しい破壊が見られない森林」を原生林としています（原生林に関してFAOから発行されている詳しい情報については、こちらをご覧ください）。IF

Lと老齢樹林はいずれも原生林の例と見なされます。原生林には「古代林」などの同義語もあります。IFLの重要性が高く、IFLに関して合意された定義と地図資料が存在することから、3MではIFLを重視しています。IFLの面積要件には達しないものの、注目すべき重要なHCVがある森林では老齢樹の考え方が有用です。

**ロジンとレジン**：3M林産物調達方針でいうロジンとレジンとは、主に松などの植物由来で自然発生した固体または高粘度物質です。樹皮を切って抽出できるガムロジン、切株から抽出できるウッドロジン、クラフト紙製造の副産物として得られるトール油レジンがあります。3Mでは一部の接着剤製品にロジンとレジンを使用しています。

**Tier 1サプライヤー/直接サプライヤー**：Tier 1サプライヤーは、3Mと直接の取引関係にあるサプライヤーであり、Tier 1サプライヤーの上流サプライヤーやTier 1サプライヤーに資材を提供している企業とはこの点が異なります。紙包装のサプライチェーンの場合、包装材製造元は（完成品を製造していることから）3MのTier 1サプライヤーです。一方、紙ミルはTier 2、パルプミルはTier 3、森林源はTier 4に相当します。ただし、これはすべてサプライチェーンの統合水準によって異なります。

**ビスコース**：樹木由来の繊維で、セルロース系繊維の一般的な例です。3Mで使用しています。このほかの例として、レーヨン、リオセル、モダールなどがあります。

**上流サプライヤー**：上流サプライヤーとは、サプライチェーンの中で原材料側へ遡った位置にあるサプライヤーです。サプライチェーンの中で3Mと3M製品を使用する最終顧客や最終ユーザーとの間に位置する下流サプライヤーとは、この点が異なります。

## 5. 追加の参考資料

- [国連によるサプライチェーンの持続可能性A Guide to Traceability:A Practical Approach to Advance Sustainability in Global Supply Chains](#)
- 持続可能な開発のための世界経済人会議（World Business Council for Sustainable Development：WBCSD）[Sustainable Procurement of Wood and Paper-based Products](#)
- [OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals第3版（2016年）およびタンタル、スズ、タングステン、金に関する補遺](#)（精査システムに関するガイド。林産物向け精査管理システムの参考資料として有用）
- [RMI精査ガイド](#)紛争鉱物向け（下流企業における精査システム実施に関する実用ガイド）
- 国連[森林フォーラム](#)
- 世界資源研究所（World Resources Institute's：WRI）[森林適法性イニシアチブ](#)
- WRI [Global Forest Watch](#)
- [Earthworm Foundation](#)（旧称TFT）
- 米国レイシー法：[米国農務省動物植物検疫所](#)
- [EU木材規則](#)
- [オーストラリア違法伐採禁止法](#)

- Accountability Framework Initiative (AFi) <https://accountability-framework.org/>